



確定申告

はお早めに!

本庄税務署からのお知らせ

平成20年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(月)～3月16日(月)までです。期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で書いて、できるだけお早めに提出してください。また、申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外收受箱への投函により提出することもできます。

申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、

所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなければ、誤った申告をしたりすると、新たに加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。一年間の所得金額と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行なってください。

還付される税金があると、確定申告書の「還付される税金の受取場所」に、振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号(ゆうちょ銀行の場合は、記号番号のみ)を正確に書いてください。なお、振込先の預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

申告書を作成するときは

「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。また、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で作成し、プリンタを使って印刷した「書面」を申告書として税務署に提出することができます。さらに、『確定申告書等作成コーナー』で、e-Tax用の

データを作成して、電子申告をすることもできます。

e-Taxでインターネットで確定申告!

「e-Tax (インターネット)」とは、パソコンを使って確定申告書をインターネットで簡単に提出できる便利なサービスです。国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用してパソコンで確定申告書や青色決算書、収支内訳書等を作成できますが、さらにe-Tax用(ネット提出用)の申告データを作成することもでき、自宅から電子申告することができます。

e-Taxを利用する場合は、開始届出書の提出、電子証明書の取得(費用がかかります)、ICカードリーダーライターの購入など事前手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。か本庄税務署までお問い合わせください。

納税は期限内に 振替納税の便利利用を

平成20年分の確定申告による所得税の納期限は3月

16日(月)です。申告書の提出後、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはいたしませんので、すみやかに確定した税額を納めてください。納付には便利な振替納税をぜひご利用ください。

◆**現金で納付**：納期限(3月16日(月))までに金融機関又は本庄税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署又は本庄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。金融機関に納付書がない場合には、本庄税務署にご連絡ください。

◆**振替で納付**：振替日(4月22日(水))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。新たにご利用になる場合又は転居等により所轄の税務署が変わった場合は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を本庄税務署に提出してください。

◆**電子納税**：自宅やオフィスのインターネット等を利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

郵送で確定申告書を提出するときの注意点

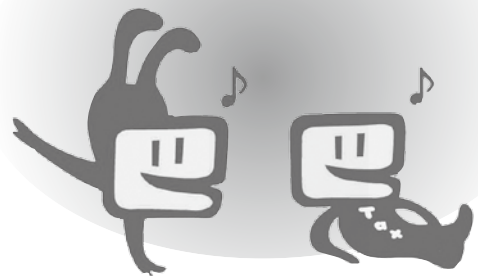
確定申告書を郵送により提出する場合は、必ず「郵便物」（第一種郵便物）または「信書郵便物」として送付してください。詳しくは、郵便事業株式会社ホームページをご覧ください。
郵政公社の民営化に伴う郵便法の改正により、小包郵便物は、郵便物ではなくなりましたので、ゆうパッ

ク、EXPACK500、ゆうメール、ポストパケットでは、信書を送付することができません。

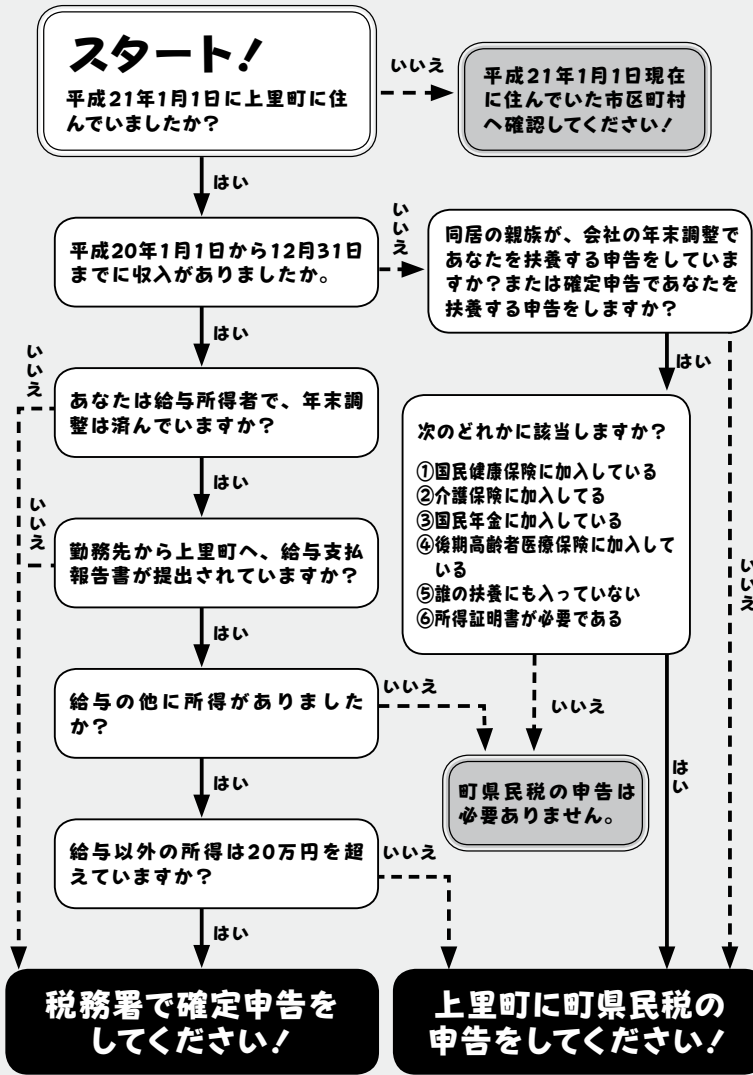
**◆問合せ
本庄税務署**

【☎22-2111】

**e-Taxで
確定申告もらくらく~!**



どこへ申告すれば良いのですか？



**「住民税の
住宅ローン控除申告」を
お忘れなく!**

税源移譲で所得税が減り、受けられるはずの住宅ローン控除の額が減ってしまう方は、申告することで、所得税から控除しきれなかった分を住民税から控除します。

◆対象者

平成11〜18年末までに入居し、すでに住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれない住宅ローン控除額が発生している方（源泉徴収票で、「住宅借入金等特別控除可能額」が「住宅借入金等特別控除の額」を上回る方）

◆申告期間

3月16日(月)まで

◆申告書

役場税務課⑩番窓口、ホームページからダウンロード

◆申告方法

①確定申告をする方↓確定申告書とともに税務署に提出
②年末調整がお済みの方↓源泉徴収票を添付して1月1日現在にお住まいの市町村に提出
※上里町では、2月16日(月)以降は4階大会議室(確定申告会場)で受け付けます。

◆申告結果

○該当になる方↓6月以降の住民税が減額
○該当にならない方↓6月に却下通知を送付

◆問合せ

税務課住民税係
【☎35-1220内】
1802・1803・1905

納税窓口

夜間・休日開庁のお知らせ

◆2月の開庁日

[夜間(午後9時まで)]
2月5日(木)・16日(月)・25日(水)
[休日(午前8時30分~正午)]
2月8日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係
【☎35-1220内1121】

税の納付は、便利・確実な
『口座振替』
のご利用を!

■バランスシートってどんなもの？

地方自治体の一般会計、特別会計の予算・決算は、1年間のお金の出入りのみを表したものになっているため、今ある公共施設などの資産価値やこれから返済しなければならない借金などの負債がどのくらいあるのかを読み取ることができません。

そこで、それらの状況が一覧で対比できるよう、民間企業などで用いられている「複式簿記」で整理された「バランスシート」を作成しています。

バランスシートの構成は左側が資産、右側が負債と正味資産となっており、「資産」＝「負債」＋「正味資産」という関係にあります。

正味資産とは、学校や道路などを建設するために使ったお金のうち、国、県の補助金や町税などが財源となった、今後返済の必要の無い資産のことを示しています。また営利を目的としない町のバランスシートでは「資本」という考え方がありません。そのため民間企業でいう「資本」は「正味資産」と表現し、今までの世代が負担した金額としてとらえています。

バランスシート

資産の部	金額	対前年度増減額	負債の部	金額	対前年度増減額
①有形固定資産	209億3,356万円(87.5%)	▲4億1,805万円	①固定負債	73億5,857万円	▲2億 659万円
1 総務費	62億 31万円(29.6%)		1 地方債	59億4,576万円	▲1億3,445万円
2 民生費	5億8,917万円(2.8%)		2 退職給与引当金	14億1,281万円	▲7,214万円
3 衛生費	3,432万円(0.2%)		②流動負債	5億5,635万円	▲2,240万円
4 農林水産費	8億8,935万円(4.2%)		1 翌年度償還予定額	5億5,635万円	
5 商工費	809万円(0.0%)		合計	79億1,492万円(33.1%)	▲2億2,899万円
6 土木費	81億7,939万円(39.1%)		正味資産の部		
7 消防費	2億 903万円(1.1%)		①国からの補助金	15億7,696万円	▲4,444万円
8 教育費	48億1,768万円(23.0%)		②県からの補助金	12億9,798万円	▲109万円
9 その他	622万円(0.0%)		③一般財源等	131億3,919万円	▲5,128万円
(うち土地)	68億3,334万円(32.6%)	合計	160億1,413万円(66.9%)	▲9,463万円	
②投資など	13億4,678万円(5.6%)				
③流動資産	16億4,871万円(6.9%)	1億3,287万円	負債・正味資産合計		
1 現金・預金	11億1,370万円	2億 621万円	239億2,905万円	▲3億2,362万円	
2 未収金	5億3,501万円	▲7,334万円			
合計	239億2,905万円	▲3億2,362万円			

*バランスシートは総務省の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書」(平成13年3月)に基づいて作成されています。

町民一人当たり換算すると…

(平成20年3月31日総人口31,981人から算出)

資産	負債	正味資産
748,000円	247,000円	501,000円

■バランスシートから分かること

町の資産合計は239億2,905万円で、このうち約33.1%が負債（将来の世代が負担するもの）によるものです。

資産の部では、有形固定資産が全体の約87.5%を占めています。このうち古新田四ツ谷線整備事業、七本木小学校屋内運動場内部アスベスト除去工事などにより4億3,239万円増加する一方で、過去に取得した財産が減価償却されるなど、前年対比で4億1,805万円の減額となりました。また、流動資産では現金・預金がここ数年の好景気が反映され財政調整基金、減債基金に積立ができ増となりましたが、資産合計としては前年度対比で3億2,362万円の減額となっています。

負債の部では、ここ数年の借入額は普通建設事業費を圧縮しているため減少し、その一方では償還額が増加したため流動負債の地方債残高は減額となりました。これにより、流動比率（流動資産/流動負債）は高くなり、支払能力が向上しました。退職給与引当金も退職する職員の減少等により減額となっています。

正味資産は、資産を形成するために使ったお金のうち、皆さんが納めた町税をはじめ、国や県からの補助金等を財源としたもので、今後返済しなくてもよい支払い済みのものです。健全な財政運営の視点からは正味資産が多く、負債が少ないことが望ましいとされています。平成19年度の正味資産の比率は、66.9%で、前年度より0.5%増加しています。財政状態の健全度の指標としては高い方が良いので、わずかではありますが改善したといえます。

平成19年度普通会計決算による

バランスシート・行政コスト計算書の概要

問合せ…総合政策課財政係

【☎35-1238内3411】

行政コスト計算書

■行政コスト計算書ってどんなもの？

町の仕事には、高齢者や障害者などに対する助成や支援費など、人的サービスや給付サービスのような資産形成につながらないサービスが大きな比重を占めています。

バランスシートが資産や負債の状況を表すのに対し、行政コスト計算書は、このような資産形成につながらない行政サービスに要した費用が計上されています。

そこで、「行政コスト計算書」は、この行政サービスについて、一年間（今回は平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）のサービス提供の状況を目的別・性質別にコスト（経費）面から把握し、これらに要した財源の状況を明らかにするためのもので、企業会計の「損益計算書」にあたります。地方公共団体の場合に「損益計算書」と呼ばない理由は、民間企業と異なり、利益を目的としていないため、利益の計算を主目的とする損益計算書という名称はなじまないと考えられるからです。

行政コスト計算書

目的別	性質別	人にかかるコスト	物にかかるコスト	移転支出的なコスト	その他のコスト	合計	構成比(%)
説	明	人件費、退職給与引当金など	電気料、修理など維持補修、減価償却	福祉関係の手当てや、団体への補助金など	借入れの利子、時効により納入されなかった税金など		
1	議会費	8,061万円	328万円	249万円	—	8,638万円	1.2
2	総務費	5億6,604万円	4億7,192万円	5,339万円	—	10億9,135万円	15.7
3	民生費	2億7,996万円	2億458万円	19億1,298万円	—	23億9,752万円	34.7
4	衛生費	8,050万円	1億3,884万円	5億8,885万円	—	8億819万円	11.6
5	農林水産業費	8,886万円	1億416万円	2億6,853万円	—	4億6,155万円	6.6
6	商工費	647万円	88万円	1,401万円	—	2,136万円	0.3
7	土木費	1億540万円	3億9,164万円	331万円	—	5億35万円	7.2
8	消防費	605万円	3,741万円	4億2,495万円	—	4億6,841万円	6.7
9	教育費	2億4,921万円	4億738万円	2億3,007万円	—	8億8,729万円	12.8
10	公債費	—	—	—	1億1,359万円	1億1,359万円	1.6
11	不納欠損額	—	—	—	1億1,146万円	1億1,146万円	1.6
合	計	14億6,310万円	17億6,009万円	34億9,858万円	2億2,505万円	69億4,682万円	
	構成比(%)	21.1	25.3	50.4	3.2	100	

※平成19年度の行政サービスに要した費用のうち、資産形成につながる支出（バランスシートに計上された支出）を除いた現金支出に、減価償却費、不能欠損額、退職給与引当金等の非現金支出を加えた額を計上しています。

※行政コスト計算書は、総務省の『地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書』に基づいて作成されています。

【用語の説明】

- 「性質別」とは、支出する経費が人件費・扶助費、公債費などのように経済的性質を基準とした分類です。
- 「目的別」とは教育費や民生費、土木費といった、行政分野別の分類で、予算書や決算書に使われる分け方です。

■行政コスト計算書から分かること

上里町の平成19年度の行政コストは69億4,682万円でした。これを性質別にみると、移転支出的なコストが全体の50.4%を占めており、次いで物にかかるコストが25.3%、人にかかるコストが21.1%、その他のコストが3.2%となっています。次に、目的別で見ると民生費が全体の34.7%、総務費が15.7%、教育費が12.8%、衛生費が11.6%、土木費が7.2%、と続いています。

行政コスト計算書は、資産形成以外にどれくらいサービスを提供したかを表しています。たとえば、バランスシートでの有形固定資産では民生費の構成比は2.8%と少ないですが、行政コスト計算書では34.7%と最も多いコストを使っています。このことから、民生費は資産の形成ではなく障害者・高齢者・保育所などの行政サービスに消費するコストの方が多く読み取れます。

「行政コスト計算書」を作成することは、行政サービスのコストを把握することにより、行政活動の効率性を検討するための資料として活用することができます。